

# 松本市子ども家庭総合支援拠点 の運営状況

松本市こども部こども福祉課

# ・子ども家庭総合支援拠点とは

## 1 経過

平成28年5月成立の改正児童福祉法において、市区町村は、地域の中に位置する支援機関として、子どもやその家庭、妊産婦などを対象に、実情の把握、子どもに関する相談全般から通所、在宅支援を中心として、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う拠点の整備に努めることとされました。（2022年までに設置）

## 2 業務内容

拠点は子どもや妊産婦の福祉に関し、

- ①必要な実情の把握に努め
- ②（子どもや家庭などに対し）情報の提供を行い
- ③家庭その他からの相談に応じ
- ④調査及び指導を行うとともに
- ⑤その他の必要な支援に係る業務を行うこととされています。

# ・設置状況

## 1 時期

令和2年4月1日 こども部こども福祉課相談・支援担当に設置

## 2 人員体制

- ・こども家庭支援員 3名
- ・心理担当支援員 2名
- ・虐待対応専門員 3名

※ 平成17年に設置した家庭児童相談室を内包する形態で設置しており、家庭児童相談員の業務も兼務している。

# ・運営状況

- 1 家庭児童相談への対応
- 2 虐待通告に対する危機介入
- 3 処遇検討会議による対応方針の決定
- 4 要保護児童対策地域協議会によるケース進行管理
- 5 障害児福祉サービスの活用
- 6 あるふキッズ支援支援室との連携
- 7 子育て世代包括支援センターとの連携

# 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会の関係図



